

非適格合併等に係る調整勘定の計算の明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

非 適 格 合 併 等 の 日	・	被 合 併 法 人 等 の 名 称	
-----------------	---	-------------------	--

非 適 格 合 併 等 の 別	非 適 格 合 併 ・ 非 適 格 分 割 ・ 非 適 格 現 物 出 資 ・ 事 業 の 譲 受 け		
-----------------	---	--	--

資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 明 細	資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (25) 又は (33)	1	円	退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 明 細	退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額	9	円
	期 首 資 産 調 整 勘 定 の 金 額	2			退 職 給 与 引 受 従 業 者 の 数	10	人
	当 期 損 金 算 入 額 $((1) \times \frac{\text{当期の月数}}{60})$ 又は (2)	3			期 首 退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額	11	円
	翌 期 首 資 産 調 整 勘 定 の 金 額 ((1) 又は (2)) - (3)	4			当 期 益 金 算 入 額 $((\frac{(9)}{(10)} \times \text{減額対象従業員数}) \text{ 又は 個別計 算による金額})$	12	
					適 格 分 割 又 は 適 格 現 物 出 資 に よ り 引 継 ぎ を し た 退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 $((\frac{(9)}{(10)} \times \text{引継者数}) \text{ 又は 個別計算によ る金額})$	13	
差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 明 細	差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (26) 又は (34)	5		短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 明 細	翌 期 首 退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 ((9) 又は (11)) - (12) - (13)	14	
	期 首 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額	6			短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額	15	
	当 期 益 金 算 入 額 $((5) \times \frac{\text{当期の月数}}{60})$ 又は (6)	7			期 首 短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額	16	
	翌 期 首 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 ((5) 又は (6)) - (7)	8			当 期 益 金 算 入 額 (短期重要負債調整勘定の金額のうち当期 に生じた損失に相当する金額) 又は (16)	17	
					適 格 分 割 又 は 適 格 現 物 出 資 に よ り 引 継 ぎ を し た 短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額	18	
					非 適 格 合 併 等 の 日 か ら 3 年 が 経 過 し た こ と に よ り 益 金 算 入 さ れ る 金 額 (16) - (17) - (18)	19	
					翌 期 首 短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 (15) 又は (16)) - (17) - (18) - (19)	20	

資 産 調 整 勘 定 の 金 額 又 は 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 の 計 算

非適格合併等対価額がある場合又は令第123条の10第15項各号に該当しない場合	非適格合併等対価額がない場合で令第123条の10第15項第1号に該当する場合
---	--

非 適 格 合 併 等 対 価 額	21	円	移 転 を 受 け た 資 産 の 取 得 価 額	27	円
時 価 純 資 産 価 額	22		独 立 取 引 営 業 権 以 外 の 営 業 権 で 移 転 を 受 け た 事 業 に 係 る も の の 資 産 評 定 に よ る 価 額	28	
非 適 格 合 併 等 対 価 額 が 時 価 純 資 産 価 額 を 超 え る と き の そ の 超 え る 部 分 の 金 額 (21) - (22)	23		移 転 を 受 け た 負 債 の 額	29	
資 産 等 超 過 差 額	24		退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (9)	30	
資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (23) - (24)	25		短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (15)	31	
差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (22) - (21)	26		そ の 他 未 確 定 債 務 の 額	32	
			資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (28) - (32) (((27) + (28)) < ((29) + (30) + (31) + (32))) の場合は 0	33	
			差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (32) - (28) (((27) + (28)) < ((29) + (30) + (31) + (32))) の場合は 0	34	